

埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫及び飯能信用金庫と 埼玉労働局との包括連携に関する協定書

埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫及び飯能信用金庫（以下「彩の国4信用金庫」という）と埼玉労働局は、相互の連携強化を図ることで埼玉県内の労働者の働き方改革・地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、彩の国4信用金庫の各信用金庫と埼玉労働局がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、埼玉県内の労働者の働き方改革を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 彩の国4信用金庫の各信用金庫と埼玉労働局は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- （1）労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること。
- （2）雇用の促進及び安定に関すること。
- （3）人材育成に関すること。
- （4）多様な働き方に関すること。
- （5）労働生産性の向上に関すること。
- （6）埼玉労働局の施策のPRに関すること。
- （7）その他本協定の目的に沿うこと。

2 彩の国4信用金庫の各信用金庫及び埼玉労働局は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 彩の国4信用金庫の各信用金庫又は埼玉労働局のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、合意のもと必要な変更を行うものとする。

（協定からの脱退及び解約）

第4条 彩の国4信用金庫の各信用金庫のいずれかが、この協定から脱退を申し出る場合、脱退予定日の1ヶ月前までに書面によって全員に通知することにより、この協定から脱退できるものとする。

2 彩の国4信用金庫の各信用金庫又は埼玉労働局のいずれかから、協定の解約の申し出があったときは、協議の上、全員の合意のもと解約できるものとする。

（疑義への対応）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、彩の国4信用金庫の各信用金庫及び埼玉労働局は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、彩の国4信用金庫の各信用金庫と埼玉労働局それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月31日

埼玉県熊谷市久下4-141

埼玉縣信用金庫

理事長

埼玉県川口市栄町3-9-3

川口信用金庫

理事長

埼玉県川口市中青木2-13-21

青木信用金庫

理事長

埼玉県飯能市栄町24-9

飯能信用金庫

理事長

埼玉県さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー16階

埼玉労働局

局長
